

令和3年 第10回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和3年10月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和3年10月26日 午後 1時30分			議長 京谷 常美	
	閉 会	令和3年10月26日 午後 2時00分			議長 京谷 常美	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 12名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○
	2	澤田 英雄	×	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	×			
会議録署名委員	3番	塩田 満		4番	青山 晴重	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R3.10.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和3年第10回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、12名でございます。 本日の欠席委員は、2番、澤田英雄委員、9番、佐藤正明委員の2名でございます。したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番の塩田満委員及びに、4番の青山晴重委員お願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思ひます。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 報告1	議長 議長	次に、日程第3、議事に入ります。 報告第1号「認定電気事業者の行う中継施設設置に係る事業計画書について」の件を、議題といたします。
議案1	議長 事務局長	事務局長より、報告願ひます。 (議案朗読により、報告)
	議長	報告が終わりましたので、次に議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願ひます。 (議案朗読により、説明)
		以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
議案2	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」の件の内1番を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願ひます。 (議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であ

議 事 の 経 過 (R3.10.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3	星委員 議長	ります星博明委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。 問題がありません。 議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内1番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内1番を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」の件の内2番を議題といたします。
	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
	議長	以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります原田尚一委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	原田委員 議長	問題がありません。 議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内2番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内2番を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第3号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について件を、議題といたします。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

議 事 の 経 過 (R3.10.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 4 号現況証明の願い出についての件を、議題いたします。
	議長	事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました星博明委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	星委員長	10月14日に京谷会長をはじめ小林委員、小山委員、私の4名、事務局から2名、 XXXXXXXXXX 立会いの下現地に行きまわりました。現地は斜面になっており、10年間耕作していないということで、雑草も繁茂しており、雑種地ということで意見が合いましたので報告します。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定いたします。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 3 年第 10 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。